

改正

平成22年4月26日条例第5号

平成27年12月17日条例第35号

令和3年6月17日条例第16号

令和4年3月23日条例第3号

佐久穂町企業支援条例

(目的)

**第1条** この条例は、本町における企業の育成及び雇用の促進を図るため、企業が事業所等を増設又は移設することに対し助成を行い、もって商工業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に定める大分類のうち製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、教育・学習支援業、及びサービス業に属する事業を営み、又は営もうとする法人をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの、及び営むものに係るものを除く。
- (2) 事業所等 企業が事業の用に直接供する施設をいう。
- (3) 増設 町内に既存の事業所等を有する企業が新たに事業所等を設置し取得すること、又は既存の事業所等の敷地若しくはこれに隣接する敷地に既存の事業所等を拡充することをいう。他企業が事業の用に供していた事業所等を取得した場合における当該事業所等の取得を含む。ただし、経営主体の組織変更等、及び関係企業が事業の用に供していた事業所等を取得した場合等で、町長が適当でないと思えられる事由での当該事業所等の増設は除く。
- (4) 移設 町内に既存の事業所等を有する企業が当該事業所等の全部を廃止し、新たに事業所等を設置し取得することをいう。他企業が事業の用に供していた事業所等を取得した場合における当該事業所等の取得を含む。ただし、経営主体の組織変更等、及び関係企業が事業の用に供していた事業所等を取得した場合等で、町長が適当でないと思えられる事由での当該事業所等の移設は除く。
- (5) 投下固定資産総額 事業所等を増設又は移設するために要した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、及び家屋の取得価格の合計額をいう。

(6) 常勤従業員 事業所等に常勤する従業員のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者となっている者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）をいう。

(7) 新規常勤従業員 事業所等の増設又は移設に伴い、新たに雇用する常勤従業員をいう。ただし、関係企業及び適当でないと認められる事由での関係企業から異動する常勤従業員は含まない。

(8) 解雇 事業主の都合による一方的な雇用契約の解除により、常勤従業員が離職すること又は人員整理を目的とした臨時に募集される希望退職の募集に応じて、常勤従業員が離職することをいう。ただし、早期退職優遇制度、選択定年制度等に伴う離職は含まない。

(補助金の交付)

**第3条** 町長は、次に掲げる企業支援事業について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(1) 事業所等用地取得事業

(2) 事業所等設置事業

2 前項に規定する補助金の対象及び補助率等は、別表第1のとおりとする。

3 町長は、国、県等の補助金の交付の対象となる事業及び特に必要と認める事業については、前項の規定にかかわらず補助金の額を減額することができる。

(便宜供与)

**第4条** 町長は商工業の振興のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項について便宜を供与することができる。

(1) 町有地の貸付に関する事項

(2) 町有地の譲渡に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(補助金の交付申請)

**第5条** 条例第3条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該事業の着手前に企業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、当該事業着手後1年以内の間において、申請ができるものとする。

(補助金の交付決定)

**第6条** 町長は前項の申請があったときは、当該申請書等を審査し、補助金の交付の基準に適合すると認めるときは、企業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する

ものとする。ただし、環境基本法（平成5年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）及び佐久穂町環境保全条例（平成17年佐久穂町条例第108号）等の規定に抵触するおそれのある場合は交付決定しない。

2 町長は、前項の規定により当該申請書等を審査した結果、必要と認めるときは佐久穂町企業立地促進・支援事業審議会に諮り、その答申に基づいて交付決定の可否を決定するものとする。

（補助事業の変更等）

**第7条** 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに町長に承認申請書を提出して承認を得なければならない。

- （1） 補助事業の内容を変更しようとするとき（様式第3号）
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき（様式第4号）。

（補助事業の実績報告）

**第8条** 補助事業者は当該事業の完了後、速やかに完了報告書（様式第5号）に別表第2に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

**第9条** 町長は、前条の規定による報告書を受理したときは、当該報告書等を審査し、必要に応じて現地を調査したうえ、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（様式第6号）するものとする。

（補助金の交付請求）

**第10条** 補助事業者が補助金を請求するときは補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取消し等）

**第11条** 第3条に規定する補助金の交付を受けた補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、補助金を返納しなければならない。

- （1） 偽りその他不正な行為により補助金の交付をうけたとき。
- （2） 補助金の交付の対象となった事業の全部又は一部を中止したとき。
- （3） 補助金の交付の対象となった施設等の全部又は一部を目的外使用したとき。
- （4） この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（審議会）

**第12条** 町長は、企業支援事業の適正な運用を図るため、諮問機関として佐久穂町企業誘致・支援

事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

**第13条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久町工場事業場誘致条例（昭和36年佐久町条例第19号）又は佐久穂町工場事業場誘致条例（平成17年佐久穂町条例第127号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年4月26日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

**附 則**（平成27年12月17日条例第35号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年6月17日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

**附 則**（令和4年3月23日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

**別表第1**（第3条関係）

佐久穂町企業支援事業補助金一覧

区分	補助対象	補助率等
(1) 事業所等用地取得事業	町内に事業所等を増設又は移設するための用地取得事業で次の要件を満たすもの (1) 取得する用地の面積が300m <sup>2</sup> 以上であること。 (2) 用地取得前における当該事業所等に勤務する常勤従業員が5人以上であること。 (3) 増設又は移設した事業所等の操業開始が	用地取得価格の20%以内限度額 500万円

	用地取得後2年以内であること。	
(2) 事業所等設置事業	町内に事業所等を増設又は移設をする事業で次の要件を満たすもの (1) 投下固定資産総額が1,000万円以上であること。(償却資産をのぞく) (2) 増設又は移設前における当該事業所等に勤務する常勤従業員が5人以上であること。 (3) 増設又は移設した事業所等の操業前1年間の間において解雇を実施していないこと。 (4) 町税を滞納していないこと。	増設又は移設した事業所等の操業後の初めて固定資産税が課税される年度から、当該投下固定資産にかかる固定資産税相当額(償却資産をのぞく)に次の補助率を乗じて得た額以内 初年度 60% 第2年度 60% 第3年度 60%

別表第2 (第5条・第8条関係)

佐久穂町企業支援事業補助金添付書類一覧

添付書類\事業名		事業所等用地 取得事業	事業所等設置 事業
補助 金交 付申 請書 添付 書類	企業支援事業計画書 (様式第8号)	○	○
	公図及び位置図	○	○
	施設の概要を示す図面 (設計図がある場合は設計図も添付)	○	○
	法人登記簿謄本	○	○
	定款	○	○
	常勤従業員雇用内訳書 (様式第9号)	○	○
	常勤従業員名簿 (様式第10号)	○	○
上記のほか町長が必要と認める書類			
実績 報告 書添 付書 類	企業支援事業実績書 (様式第8号)	○	○
	事業所等の設計図	○	○
	契約書の写し	○	○
	領収書の写し	○	○
	常勤従業員雇用内訳書 (様式第9号)	○	○
	常勤従業員名簿 (様式第10号)	○	○
	上記のほか町長が必要と認める書類		

様式第1号(第5条関係)  
様式第1号(第5条関係)

企業支援事業補助金交付申請書

事業所等用地取得事業

事業所等設置事業

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

(申請人)

住所

名称

補助金交付の決定を受けたいので、佐久穂町企業支援条例第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

様式第2号(第6条関係)  
様式第2号(第6条関係)

企業支援事業補助金交付決定通知書

- 事業所等用地取得事業
- 事業所等設置事業
- 雇用促進事業

年 月 日

(申請人)

佐久穂町長



年 月 日付けで申請のあった企業支援事業補助金交付申請書について、内容を審査したところ、補助金の交付の基準に適合すると認めますので、補助金の交付を決定します。

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号(第7条関係)  
様式第3号(第7条関係)

企業支援事業変更承認申請書

事業所等用地取得事業

事業所等設置事業

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

(申請人)

住所

名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった企業支援事業を下記のとおり変更したいので、承認願いたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第4号(第7条関係)  
様式第4号(第7条関係)

企業支援事業中止(廃止)承認申請書

事業所等用地取得事業

事業所等設置事業

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

(申請人)

住所

名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった企業支援事業  
を下記により中止(廃止)したいので、承認願いたく申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)の内容

様式第5号(第8条関係)  
様式第5号(第8条関係)

企業支援事業完了報告書

事業所等用地取得事業

事業所等設置事業

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

(申請人)

住所

名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった企業支援事業  
を完了したので報告します。

様式第6号(第9条関係)  
様式第6号(第9条関係)

企業支援事業補助金の確定通知書

事業所等用地取得事業

事業所等設置事業

年 月 日

(申請人)

佐久穂町長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定をした企業支援事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 補助金確定額   | 円 |
| 2 交付済み補助金額 | 円 |
| 3 返還金額     | 円 |

様式第7号(第10条関係)  
様式第7号(第10条関係)

企業支援事業補助金(概算・精算)請求書

- 事業所等用地取得事業  
事業所等設置事業

年 月 日

(申請先)  
佐久穂町長

申請人  
住所  
名称 ㊟

年 月 日付け 第 号で補助金の確定を受けた企業支援事業補助金について、下記のとおり(概算・精算)払いしてください。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

補助金確定額(A)			円
概算払済額(B)	第1回	年 月 日	円
	第2回	年 月 日	円
	第3回	年 月 日	円
差引金額(A - B)			円
今回(概算)請求額			円

振込口座

金融機関名		支店名	
口座番号		フリガナ	
口座種別	普通・当座	口座名義人	

様式第8号 (別表第2関係)

様式第8号(別表第2関係)

企業支援事業計画(実績)書

事業所等用地取得事業

事業所等設置事業

1 増設又は移設する事業所等について

名称		所在地	佐久穂町大字
代表者		創業予定日	年 月 日
事業の種類			
事業の内容			

2 事業所等用地取得事業・事業所等設置事業に係る土地及び家屋

土地	地番	地目	面積	取得(予定)価格	取得(予定)日
	大字		. m <sup>2</sup>	円	
	大字		. m <sup>2</sup>	円	
	大字		. m <sup>2</sup>	円	

家屋	所在地番	種類	構造	延床面積 (1階面積)	取得(予定)価格	取得(予定)日	取得理由 (建設・売買)	建設(予定)期間
	大字			(. m <sup>2</sup> )	円			~
	大字			(. m <sup>2</sup> )	円			~
	大字			(. m <sup>2</sup> )	円			~

※ 「取得(予定)日」は登記の完了(予定)日を記入すること

様式第9号 (別表第2関係)

様式第9号(別表第2関係)

常勤従業員雇用内訳書

	増設又は移設した 事業所等の創業年 月日(予定)	増設又は移設前		増設又は移設後1年以内				解 雇	
		常勤従業員 (予定) 人	左記のうち佐 久穂町に住所 を有する常勤 従業員(予定) 人	佐久穂町に住所を有する新 規常勤従業員の雇用(予定)		左記以外の新規常勤従業員 の雇用(予定)			
				人	雇用(予定)年月日	人	雇用(予定)年月日		
事業所等 用地取得 事業	年 月 日								
事業所等 設置事業	年 月 日								

様式第10号 (別表第2関係)  
 様式第10号(別表第2関係)

常勤従業員名簿

( 年 月 日)

	氏名	住所	雇用保険		備考
			取得日	喪失日	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

添付書類 雇用保険の取得日、喪失日が確認できるもの